

研究ノート

市民社会と現代日本社会
—日本近現代史の特質と関連して—

松葉 正文*

キーワード：市民社会，日本近代史，西欧近代，近代天皇制国家，アジア・太平洋戦争，
三分の二社会，「富裕・中間層」社会

はじめに

本稿は、市民社会論と日本近現代史研究とが交錯する分野における幾つかの基礎的諸問題について若干の考察を行ない、それを覚書的に書き留めたものである。私は、これまで現代の市民社会について論じながらも、その概念については暫定的なものに留めてきた。それを今回は意を決して、ある程度包括的な概念規定を試みた。その市民社会概念を基に、日本の近現代史をふり返った場合、新しく何が見えてくるであろうか。もとより、膨大な実証研究とそれによって得られた知識を総動員して初めて、本格的な取り組みを開始しうる課題と分野である。日暮れて道遠しの感が深い、その準備作業のひとつとして、本稿は執筆された¹⁾²⁾。

注

- 1) 私がこれまで本誌に発表した関連文献として、「日本の戦後史・断想：『昭和天皇』『敗北を抱きしめて』『歴史としての戦後日本』を読了

して」本誌第39巻第2号及び第3号、2003年9月及び12月；「日本の戦後史・断想（2）：国家・市場・市民社会」第41巻第3号、2005年12月；「日本近代史断想：岩波新書〈日本近現代史〉1～6を読む」第44巻第1号、2008年6月、などがある。

- 2) 本稿は、木田融男教授の定年退職を記念して執筆された。私は、木田先生とは学部で共に長く在職した者であり、深い感概をともなって本稿を執筆した。また、在職中の同氏のさまざまな経験とそれへの対応には、私の胸に篤く迫るものがあつた。木田先生在職中のこれまでの御交誼に感謝するとともに、今後の御健康と御活躍を祈念する次第である。

I. 市民社会の概念について

1. 私は、市民社会を、次のように定義する。〈市民社会とは、自立した諸個人が、国家や企業の権力を媒介とすることなく、自由・平等・公正・自治そして民主主義などを重んじながら、精神的文化的諸価値を交流しあう場である。そしてここにいう場とは、公共圏を中心とする社会的・政治的・文化的共同空間、および経済的諸活動が展開される（非集中化された経

*立命館大学産業社会学部教授

済的パワーを伴い、通常は市場を含む）空間を指す。この空間では、意見の相違や利害の対立は社会にとって正当かつ正常なものと認識され、それらを暴力的ないし強制的に排除しようとすることは認容されない。またこの空間の法体系では、基本的人権が市民権に優越しなければならない。そして、この空間での社会的諸組織間の関係とくにそれらの分節と接合および公共的な合理的意思形成のあり方こそが、政治社会と国家権力の性格と動向に重大な影響を及ぼす）と。

2. こうした定義を与えるに至った学説史的根拠について、少し述べておきたい。現代の市民社会論を考察するに際して、重要と思われる基礎的文献として、ここでは日本語で読めるものに限定するが、次のようなものが挙げられる〔本稿の末尾参照〕。

それらの中で、市民社会をどのように定義するかに関して最も基礎的で示唆的な文献としては、山口定（敬称略、以下同様）の名著『市民社会論：歴史的遺産と新展開』（有斐閣、2004年）が、まず注目される。市民社会とは、市民によって構成される社会とも解することができるから、市民社会の概念規定にとって最も重要なことは、市民をどのように規定するかである。山口は、市民とは「自立した人間同士がお互いに自由・平等・公正な関係に立って公共社会を構成し、自治をその社会の運営の基本とすることを目指す自発的人間型」と規定している（同書、p.9）。この規定に依拠すれば、市民社会とはそのような市民たちによって構成された社会ということになる。

もちろん、山口は同書の他の箇所でも歴史的に「市民」という語がいかに多義的に使用された

かに言及しているし、それらの使用例を整理したうえで、さらに加えて現代において新たに意味付けされた「市民」についても注視することを怠っていない（pp. 29-36）。しかし、ここではひとまず、市民社会とは、「自立した人間同士がお互いに自由・平等・公正な関係に立って公共社会を構成し、自治をその社会の運営の基本とすることを目指す自発的人間型」である市民から成る社会と了解しておきたい。

3. 次に注目すべきは、ドイツを代表する歴史家のひとりであり、近年精力的に市民社会に関する国際的な共同研究を推進してきたユルゲン・コッカの市民社会についての規定である。彼の長年にわたる市民社会研究の成果をまとめた最新の著作『市民社会と独裁制：ドイツ近代史の経験』（岩波書店、2011年）の中で、その概念が示されている。少し長くなるが、重要かつ有益なので、以下に引用する。「以上を背景として、私たちは、二つの緊密に関連した次元をもつ市民社会の基礎的な定義を提示することができる。第1に、この言葉は、特定のタイプの社会的行為を意味する。このタイプの社会的行為は、公共圏における対立、妥協、合意を指向している。それは、個人の自立と集団の自己組織を強調する。それは、非暴力的である。それは、差異と多様性を正当なものと認める。それは、全体に係わる諸問題に関連し、しばしば「公共財」的なもの——具体的に何が公共財を構成するかについて、異なるアクターが異なる見解をもっているとしても——を指向する。第2に、市民社会は、前述したような社会的行為が支配的であるような社会的領域を意味している。それは、「非暴力的、自治的、自己反省的であり、常に互いに緊張関係にある、法的に守ら

れた非政府諸組織の複雑でダイナミックな複合体」であり、クラブ、結社、社会運動、ネットワーク、市民イニシアティブなどによって占められた社会空間を包含する。市民社会は、政府、ビジネス、私的領域と関連はするが、それらとは区別される。社会的行為のタイプとしても、社会的自己組織の領域としても、市民社会は、非集中化された経済的パワー（通常は市場経済の形をとる）と、市民社会の諸アクターが政治的影響力を発揮することを容認する制約された政府（通常はなんらかの議会制度、民主的諸要素、法の支配などを伴う立憲的政府のシステム）とを含む制度的な枠組みを前提とし、あるいは必要とする。

このように理解された市民社会は、ひとつの理念型である。それは、実際に存在する諸社会と決して同一ではない。それらの諸社会はつねに、暴力、カオス、野蛮な意思表示行動のような他の諸要素をも含んでいる。現実の社会は、それらが市民社会の諸原理を実現する程度と実現の仕方にしたがって区別される。ここに、比較を行なう歴史学と社会科学が取り組むべき大きな仕事がある。」（同書、pp. 20f.）

ここでは、市民社会という用語が、一方で特定のタイプの社会的行為を意味するとともに、他方でそうした社会的行為が支配的な社会的空間領域であることが示されている。それに加えて、市民社会と市場あるいは国家との関係についても具体的に言及されている。あわせてまた、市民社会と社会一般との重層的な関連性が、当該社会の歴史的な性格規定にとってもつ重要な意義にも論及されている。

4. 現代の市民社会を平易な言葉でわかりやすく論じる中で、その概念規定に関してたいへん

有益な示唆を与えているもうひとつの著作として、マイケル・エドワーズ『市民社会とは何か：21世紀のより善い世界を求めて』（麗澤大学出版会、2008年）が挙げられる。エドワーズは、今日議論されている市民社会に関する諸学説の類型を、次のように三つに分類する。すなわち、第1には「市民社会を、国家や市場から明確に区別されてはいても、共通の利益を醸成し、集団行動を促進するために形成された社会の一部として見る。もっとも一般的に「第三セクター」と呼ばれる市民社会は、この意味では、企業を除く家庭と国家の間に存在するすべての団体や人的ネットワークをふくんでいる」。第2に「市民社会を、規範的な条件で——自己利益ではなくサービスの領域として、そして「心の習慣」すなわち、協力、信頼、寛容および非暴力といった態度や価値の苗代として——定義する。この点で、市民社会は社会のあるタイプを意味する」。そして第3に「市民社会を、共通の利益を求めて、市民に開かれた審議、理性に基づく対話を行い、「積極的な市民性」を行使する場と見る。言葉を換えれば、市民社会を「公共圏」と捉えるのだ」。エドワーズはこのように整理したうえで、問題を次のように立てる。「こうして市民社会の三つのモデルの間に見られる相違が明らかになると、これらの選択肢からひとつを選び出さねばならないのか、それとも、これらは相互に補完するものなのか、という疑問が生ずる」と。（以上、同書、pp. 10f.）この問いに対するエドワーズ自身の答えは、容易に推測されるようにもちろん後者の立場である。

5. 市民社会概念については、上記のような代表的論者の見解の他にも、私が文末に参考文献

として挙げた論者たちの見解、また論点としては、市民社会と階級・階層論、生活世界とシステム世界、大衆社会状況、労働世界とその変容などとの関連など、取り上げて論ずべき問題は山積している。

しかし、それらの諸問題を論ずるための出発点として役立つ、予備概念としての市民社会概念としては、私が上記1で与えた規定がそれなりの有効性をもつのではないかと思う。

II. 日本近現代史を考察するに際しての留意点

6. 日本人とはどういう人間の集合体なのかを簡潔に規定するのは、当然ながら極めて難しい。同様のことは、アメリカ人、イギリス人、ドイツ人、中国人、朝鮮人、等々についてもそのままあてはまる。個々の人間の間の精神的・性格的・能力的相違が著しい上に、それら民族ないし国民の歴史的功績や過ちについても様々な肯定的および否定的評価が可能であるから、なおさらそれらについて総括的な評価を下すことは難しい。

近現代史における日本と日本人をどう評価するのも、同様に極めて困難な課題である。近代世界において日本が、世界史上の客体としてだけでなく、主体的要因としても登場するようになったのは、やはり明治維新以後であろう。明治維新から1945年の敗戦に至る歴史過程は、多くの戦争遂行を含むまことに波乱に富んだものであった。日本はこの間、欧米列強による植民地化の危険を孕んだ時期を経験し、日清・日露の両戦勝を経て東アジアの強国となり、第1次大戦後は国際的な列強のひとつにすら成り上がった。しかし、底の浅い外交と無謀な軍事優先の国策運営の結果、わが国は東アジ

アの民衆に甚大な被害を与えつつ、結局はアジア・太平洋戦争においてアメリカをはじめとする連合諸国に敗北し、国民と国土は無惨な壊滅的打撃を被ったのであった。

ここで少し見方を変えてみよう。このわが国の幕末開国期から第2次大戦における敗北までの過程を、アメリカ側から眺めた場合、どのように見えたのだろうか。私は近年こうした連想をすることが多くなった。この間日本側は、文字通り必死の状態で発奮し、官民ともに奮励努力していたと言ってよいだろう。その結果、時にはのぼせ上ったり、舞い上がったりしていたことも、一度や二度ではない。アメリカはそういう日本を眺めて、この日本という国は将来自分たちにとって重大な意味をもつ危険な競争者ないし敵対者になる可能性がある、と本気で思ったことはおそらく一度もないだろう。端的に言って、アメリカにとっては、日本はいつでも制御可能な対象であり、必要ならいつでも軍事的に制圧しうる相手として認識されていたに違いない。双方の国力、とくに経済力（ひいては軍事力）の相違を冷静かつ客観的に考量すれば、そうした判断以外の結論に至ることはあり得ない。

にもかかわらず、日本は自らすすんで1941年末に米英蘭に対しても戦争状態に突入する。危険な二正面作戦どころか、潜在的には全方位360度全面戦争への可能性をつよく孕んだ、無謀極まりない軍事行動である。日本は、幕末維新时期以後およそ1世紀近くに達する近代化過程の末に、こうした判断ミスと失敗をしでかす国であった。

その結果、アジア・太平洋戦争の結果失われた関係諸国の人命は、次の通りである。中国1000万人以上、朝鮮約20万人、フィリピン約

111万人、台湾3万人、マレーシア・シンガポール約10万人、ベトナム約200万人、インドネシア約200万人、日本310万人、アメリカ軍約10万人、ソ連軍2.3万人、イギリス軍約3万人、オランダ軍2.8万人など。

日本の戦後史を最深部でもっとも強く規定したのは、これらの死者とその魂である。歴史はもちろん生きた人間の労働と生の多様な営みによって造られる。しかし、その人間達の営為は、死者についての思い出やその魂によってもまた深刻な影響を受けて展開されている。

7. 近代（ないし近代化）とは、いったい何だろうか。最も簡潔に答えるとすれば、市民革命と産業革命によって起動された歴史的な新しい社会編成、とでも言えるだろう。それは、この地球上の西ヨーロッパという地域で最初に成立したものであり、その後全世界にその余波は及んだのであり、また今も及びつつある。「西欧近代」は、過去数世紀にわたって常に人類の歴史的波頭に立ち、今も立ち続けている。この西欧近代の歴史的源泉としては、市民革命や産業革命の他に、ルネサンス、宗教改革、科学技術革命、交通革命なども挙げることができるだろう。しかし、もっとも重要な要素は、市民革命と産業革命であるといえよう。

ここで私たちは、こんにちの先進工業諸国のなかに見出される、次の国家に関する周知の二つの類型的差異に気づく。市民革命を遂行した後に産業革命を行なった狭義の西ヨーロッパ型諸国、そして明確な市民革命なしに産業革命（＝工業化）を遂行していった後発諸国、という二つの類型である。日本が後者に入ることは、明らかである。このことと関連して、山口定は前掲書『市民社会論』で、「後発国型近代

化」の特徴として以下の三点を指摘している。

1) 遅れて登場した国民国家であることに起因するナショナリズムの優位という風土の持続、
2) 下からの市民革命の挫折の連続と既成支配層による上からの近代化の貫徹、そしてそれに起因する官憲国家の伝統の色濃い残存、
3) 政治と経済のズレ、技術と価値観のズレ、地域的な経済構造のズレを主要な内容とする不均等な近代化。（同書、p. 17.）これら三つの特徴点、日本の近代化過程に対していかに深刻な問題を投げかけまた刻印しているかは、あらためて言うまでもない。

こうした後発国型近代化についてさらに付言すれば、それを歴史的に深部で規定している資本の本源的蓄積過程の類型的相違の問題がある。一方で先進国型が独立自営農民層の両極分解の中から資本＝賃労働関係を成立せしめるのに対し、他方で後進国型は「独立自営農民層の形成なしに封建小農民がいきなり他律的に商品経済に巻き込まれていき、共同体が解体せしめられぬままに、国家権力とそれに結びつく商人・地主層主導の下に資本＝賃労働関係が創出される類型である。」（石井寛治『日本経済史』第2版、東京大学出版会、2009年、p. 114.）歴史的出発条件の相違が、当該諸国の近代化過程をいかに長期かつ深刻に規定するものであるかについて、私たちは慄然とする他ない。

8. ところで、「西欧近代」がそもそも何であり、どのようにして登場したかは、極めて難解な歴史学的問題である。たとえば、私たちが容易に気付くように現代日本の生活様式にしても、少なくとも外見的には圧倒的に西欧近代によって規定されている。衣、食、住の基礎的部面において、また交通機関、通信手段、政治制

度、市場経済、娯楽設備などおよそあらゆる分野にわたって、私たちは「西欧近代」に規定されて生活している。しかも、そのことを改めて自覚的に問題視することが無いほどまでに、私たちは「西欧近代」的生活様式の中で、それを受容しながら生きている。

こういう「西欧近代」がどのような歴史的基盤において生れたかについて、マックス・ヴェーバーは、以下のような古典的指摘を与えている。彼によれば、哲学、精神科学、自然科学、社会科学などの体系的発展と宗教改革、数学的な基礎づけをもった天文学、合理的な証明をもつ幾何学、生化学的基礎をもった医学、合理的化学、ローマ法以来の厳格な法形式と思考様式をもった法学、また合理的な和声音楽と記譜法の存在、合理的な力学計算に基づく大建築、絵画における線的・空間的遠近法の合理的使用、印刷文献としての新聞や雑誌、さらに法学の訓練を受けた専門官僚、国民代表議会、憲法制定、くわえて家計と経営の分離、合理的簿記、そして自由な労働を伴う資本主義的労働組織の存在、そして西欧の諸都市と市民層の登場、などの総和が「西欧近代」を生み出したのである。（松葉正文「M.ヴェーバーと経済倫理」『立命館産業社会論集』第43巻第3号、2007年12月、pp. 108-110.）

これらの歴史的諸要素を内発的に欠いていた、いわゆる欧米以外の地域や国ぐに（もちろん日本や中国もその中に入る）の近代化がもつ問題性や弱点について、私たちは思想的に熟考する必要があるだろう。

9. 日本社会は世界に冠たる良質で高級なものと言えないとしても、逆に下等で悪質な社会であることも断じてないように思われる。しか

し、次のように言うことはできるだろう。日本の平均的勤労者は、おそらく世界の中でも最も勤勉で、また能力的にも優れている、と。逆に、日本社会の最も大きな問題点は、社会の上層・統治階層の質と知的水準が、世界的にみてかなり低いことである。

なぜ日本では、戦前だけでなく戦後においても、社会の上層・統治階層の能力がこれほどお粗末なのだろう。原因はおそらく多岐にわたるだろう。その原因の一つでもあり、同時にその深刻な結果でもある、ジャーナリズムの一般的な知的水準の低さについては、とくに注目すべきである。ジャーナリズムは、一方で公共圏の中心部分に位置するとともに、他方で一般民衆への影響力がとりわけ大きい。周知の通り、欧米の多くの諸国では「クオリティ・ペーパー」といわれる知的水準が高く、政治権力の動向を独立した立場から批判的に分析する新聞や雑誌が存在している。それに対して、残念ながらわが国では、表現の自由があるとはいえ、公共空間での言説展開の内実は、極めて水準が低く、密度が薄いとわがざるをえない。結論的に言って、日本には権力の構造や実態、そして動向を日常的に絶えず監視し分析し批判するような文字通りのクオリティ・ペーパーが存在しているとは言い難い。新聞や雑誌の一部で時おりそれに近い機能を果たしうる個別論文や記事が掲載される程度である。

こうした状況をもたらした最大の原因の一つは大学それ自体にある、と私には思われる。欧米のジャーナリストや政治家、すなわち公共空間の中核部分で働く多くの人材は、博士号を所有している。博士号を取得するためにはもちろん多くの努力と時間を要するが、その称号が意味する最も本質的な内容は、あるテーマに関す

る先行研究の諸成果を基本的に理解していること、その上で当該テーマについての自分の見解と他者のそれとを明確に区別してオリジナリティのある自己の見解を提示しうること、であるだろう。そうした能力は、大学の学部を卒業した程度では、たとえそれが社会的評価の高い名門大学であったとしても、通常獲得できるものではない。大学院での最低数年間の努力と訓練がどうしても必要である。日本のジャーナリストや政治家のほとんど大部分は、そうした訓練を受けた経験がないし、したがって能力も持っていない。そして、そうした能力を持つ人材をジャーナリズムや政治の分野へ系統的に送りだしてこなかった大学の責任は、極めて大きいと言わざるを得ない。

10. 日本の近代史を考察しようとするすべての人びとが遭遇し、また避けて通れない問題のひとつに近代天皇制国家の歴史的な性格をどのように評価するのかという問題がある。よく知られているように、この問題には二つの代表的見解がある。ひとつは、近代天皇制国家は、さまざまな封建的外皮を纏っているとはいえ、基本的に近代的で資本主義的性格をもっているとする（いわゆる労農派の立場）。そして、いまひとつは、明治維新後の天皇制国家は、天皇自身が最大の地主であるだけでなく、経済的強制を伴う（寄生）地主＝小作関係をその最大の階級的基礎としており、基本的に半封建的性格をもつものであるとする（いわゆる講座派の立場）。この論争史を綿密に回顧しようとするれば、少なくとも見積っても何百冊という書物に当らざるをえず、またその内容と重要な論点を整理しようとするれば、それだけで数冊の書物に等しい分量の叙述を要するだろう。

私自身はこれまで、この論争を本格的に取り上げて論じたことはない。しかし、折にふれての読書や議論を通じて、どちらかといえば後者つまり講座派の見解により強い共感を覚えてきた。その理由は、すぐ下記（本パラグラフ末）で述べるとおりである。

しかし他方で、明治維新がその後の日本の資本主義的（ブルジョア的）発展の起点となったことには疑問の余地がない。そして、それ以上に難しい問題は、天皇自身が、一方で伝統主義的・身分制的制度の最大の担い手であると同時に、他方で日本の近代化の強力な担い手でもあった点である。つまり天皇は、近代的な徴兵制の頂点に位置する大元帥であり、軍需産業や交通・通信機関や地域の電化をはじめとした近代化を推進する過程で天皇はそれらを先導する者でもあった。こうした側面をも考慮しつつ、包括的に近代天皇制国家の歴史的な性格を規定することは、今なお困難な課題であり続けている。

こうしたことをふまえ、私の現時点における見解は、次のようにまとめられる。明治維新から太平洋戦争までの日本は、基本的には、社会経済的な側面では私的所有権の法認を基礎として展開する資本主義的社会であったが、国家権力に決定的な影響力を有していたのは天皇や華族層をはじめとする前近代的で半封建的な諸勢力であったと思われる。その際、以下の諸点が、深く留意されるべきである。自らが日本最大の地主であり神聖不可侵とされた天皇が、国家の主権者として君臨し、勅令による立法・行政権と軍事統帥権を含め、統治権を総攬していたこと；華族という封建的身分制度としか言いようのない特権と世襲財産をもつ法的階層が存在していたこと；立法面において、華族などの政治的社会的特権保持者や高額納税者である大

地主や大資本家などから構成される貴族院（議員は民選ではなく、世襲または勅任）が、衆議院と対等の権限をもち事実上の拒否権を有していたこと；国民の参政権が、各時期によって違いはあったが、常に大幅に制限されていたこと；思想・言論・表現・結社などの「自由権」が、法的にも社会的にも大幅に制限されていたこと；地主＝小作関係には強く経済外的強制が働いているように思われたこと、そして寄生地主（制）の経済的社会的「支配」力が、農村における前近代的諸関係を温存する方向で強く作用したこと、など。

つまり、戦前の日本社会は、一方で社会経済的な側面では資本主義的運営原理が主要な原動力となっていたが、他方で国家権力に関しては半封建的諸勢力がその運営に規定的な影響力をもっていた。この経済と政治との間の齟齬と矛盾は、戦前の日本社会の総体的な対立と混乱そしてさらには対外的侵略性を一層激化させずにはおこななかったし、もちろん日本における市民社会の展開と発展に対しても抑止的に作用したのである。

11. 明治維新以後、国の急速な近代化を目指していた日本、脇目もふらず殖産興業と富国強兵に全精力を傾注していた日本。この日本が、日清戦争の10年後、1904年（明治37年）に今度は大国ロシアに対して戦端を開き日露戦争に突入したことは、よく知られている。そして、その日露戦争開始の2年前、1902年に日英同盟が締結されたことも、かなりよく知られている。

日本近代史の専門家でなくとも、日英同盟の締結なしに日本が単独でロシアと戦争状態に入ることが、無謀な試みであったことは容易に理解できるだろう。事実、日露戦争における日本

の「勝利」にとって、英ひいては英米による金融的・経済的・軍事的援助が決定的な意味をもったことも、周知の通りである。日英同盟を締結する際のイギリス側の意図と目論みについては、きわめて明瞭である。ユーラシア大陸でのロシアの南下を阻止することが戦略的課題であったイギリスにとって、自国兵士の損傷なしに、元気で野心的な新興国日本の兵士を動員し、その命と戦闘行為によって戦略的目的を達成することができるなら、これほど商算に合う有利な取引はなかった。ともあれ、この日英同盟によって、英国だけでなく日本も、それなりに利益を得ることができ、また目的を果たしたと言えるだろう。

ところで、この日英同盟は、その後どうなったのだろうか。いつまで続いたのだろうか。結論を言えば、日英同盟は、太平洋における諸島の属地と属領に関する相互の権利尊重を取り決めた日英米仏による四カ国条約によって1921年に廃棄された、より正確に言えば四カ国条約へと発展的に解消したのである（ちなみに、日英同盟の正式な発効日は1902年1月30日、失効日は1923年8月17日）。このアメリカ外交の鮮やかなやり方を何と形容すればよいだろうか。実際には英国と米国との間には舞台裏での十分な根回しと合意があったはずだから、歴史的役割を終えた日英同盟を解消するうえでは、これは鮮やかというよりも、実に「狡猾」なやり方であった。日本の側とすれば、この時点で、単純に反発したり、安易に孤立の道（それは東アジアへの侵略を強化することと同義であった）を選択したりせず、国際関係の中での日本の位置とその進むべき方向を新たな時代の条件の中で冷静に熟考すべきであった。なお付言すれば、この四カ国条約は、翌1922年の中国の主権・独

立・領土保全ならびに中国に対する門戸開放・機会均等を取り決めた九カ国条約（上記4カ国の他、オランダ、イタリア、ベルギー、ポルトガル、中華民国）と共に、第1次世界大戦後のアジア・太平洋地域の国際関係を規定したワシントン体制の基軸を形成している取り決めである。

1931年の満州事変以後の十五年戦争ないしアジア・太平洋戦争へと至る、東アジアと太平洋地域に膨大な流血の惨禍をもたらした日本の侵略行為とそれにつづく惨めな敗戦、これらの歴史的大戦争がなぜ生じ、またどのようにして引き起こされたのか、さらにいかにすればそれを阻止しえたのかという歴史的難問に、歴史家と社会学者はすでに半世紀以上にわたって取り組んでおり、その考察は今後も長く続けられるだろう。

しかし、日本を取り巻く国際的諸関係という側面から見た場合（日本の国内的支配体制の問題は今のところひとまず別として、また歴史的考察において方法的には「内政の優位」がより重要であることもあえて脇へ置いて）、十五年戦争に至る歴史的岐路となった決定的出来事は、1921年ワシントン会議での四カ国条約による日英同盟の廃棄であったと思われる。その後の日本は、独立した大国のひとつとして、東アジアへの侵略行動を伴う、単独での孤立外交を推し進め、その結果ますます自縄自縛と窮地に陥り、また歴史的な進路選択の幅を狭めていく。

客観的に見れば、そして少しでも冷静に考慮すれば、アメリカやイギリス、ソ連（ロシア）や中国という周辺の大國に、日本が単独で軍事的に侵出・対抗しえないことは自明であるにもかかわらず、実際の歴史的経過自体は、今日誰

もが知識としても、また体験や記憶としてもよく知る通りである。日本の近現代史の発展過程における決定的に重要な岐路は決してひとつではなく、複数挙げることがおそらく可能だろう。しかし私は、第2次世界大戦以前における日本外交史の最大の分岐点として、1921/23年の日英同盟廃棄を挙げる。

鎖国日本に対して、1853年にわずか4艘の艦隊で開国を迫ったアメリカは、1945年に大艦隊をもって日本を軍事占領し、日本の約1世紀に及ぶ近代化過程の夢をひとまず閉じた（ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて』序）。そのアメリカは、四カ国条約の主導者でもあったし、戦後1951年までは日本の占領支配者であり、1951年における日本の独立回復後もやはり最大の政治的軍事的な支配的ファクターであり続けている。そして、日米安保条約に基づく日米同盟は、すでに半世紀を越えて65年間以上も継続している。

12. 東アジアに共通する政治文化の一般的特徴のひとつとして、歴史的に統治階層や官僚層が尊大で、それに対して被支配層が極度に従順で卑屈であるということが挙げられる。もちろん、こうした特徴は、多少とも世界的に共通した類似の側面や諸点が見出されるが、その程度はやはり日本を含む東アジアでより強いように思われる（わが国における匍匐礼、排跪礼、土下座、平伏などを想起されたい）。この点に関して、現代日本の状況は、戦前に比すれば大きな違いがみられ、民主主義的諸制度の普及や市民社会的原理のある程度の浸透とも相まって、少なからぬ改善と是正が見出されるが、それでもなお上記の特徴の基本的持続は否定し難い。

先にも述べたように平均的な民衆の能力が高

くしかも勤勉で、そのうえ彼らが統治階層に対して従順であるから、支配層にとってこれほど統治しやすい地域や国は、地球上ほかにはない。日本の支配層が民衆に負っている債務額は、途方もなく大きいと言うべきであろう。

13. 現行日本国憲法の条文諸規定が「市民社会」の成立と展開にとってたいへん積極的な意味をもつ諸要素を内包していることは論をまたない。自由権、参政権、財産権の承認や、生存権・教育権・勤労者の団結権などの社会的基本権の保障があり、それに幸福追求権（第13条）まで備わっている。ちなみに付言すれば、上記の財産権の保障には、公共の福祉との適合まで謳われている。この日本国憲法は周知の通り1946年11月に成立したが、その成立過程におけるアメリカ占領当局の影響力は決定的ともいえるものであった。さらにその後も、戦勝国であるアメリカ合州国の戦後日本への歴史的、軍事的、政治的、経済的な影響力は、現在に至るまで絶大なものがある。そして、その中には、ポジティブなもの、ネガティブなもの、今日では是正や修正を要するものなど様々な要素が存在している。ともあれ、日本における市民社会の展開という点では、現行憲法の歴史的意義は極めて大きいといえよう。

周知の通り、アメリカ合州国は、世界の中では比較的若く歴史の浅い国家であるが、民主主義国としては最も古い歴史をもっている。しかし同時に他方で、帝国主義的な振る舞いや派手な軍事行動をとることも少なくない。この米国の多面性を正確に評価することは、現代の政治において私たちの行動がアクチュアリティを確保するために不可欠であり、私たちは決して米国の軽視したり過小評価したりしてはならな

い。（古矢旬『アメリカニズム：「普遍国家」のナショナリズム』東京大学出版会、2002年、参照）

14. 日本の近代化と日本思想史との関連についても、ここで少し言及しておきたい。日本文化の核心ともいえるべき日本思想の特質ないし特異性のひとつとして、超越的絶対的価値に対する無関心が挙げられる。日本文化は、超越的絶対的価値との緊張関係をもたないということを、その最大の特徴としているといってよい。この点は、ヨーロッパ文明やイスラム文明あるいは中国文明などとも明瞭に異なる、日本文明の特異性として確認できるように思われる。おそらく、現代において広く世界に知られた文明のなかで、超越的絶対的価値との緊張関係をもたない文化をもつものは、日本文明だけだろう。

この問題に関連して、私が長年にわたって愛読し味読している著書のひとつに加藤周一『日本文学史序説』、とくにその序章の一節がある。少し長くなるが、ここで引用しておこう。「日本人の世界観の歴史的な変遷は、多くの外来思想の浸透によってよりも、むしろ土着の世界観の執拗な持続と、そのために繰り返された外来の体系の「日本化」によって特徴づけられる。……

外来の四つの世界観は、すべて包括的な体系である。抽象的な理論を備え、ある場合には彼岸的であり（仏教・キリスト教）、他の場合には此岸的である（儒教・マルクス主義）が、いずれも超越的な存在または原理との関連において普遍的な価値を定義しようとする。すなわち大乘仏教における仏性、キリスト教における神、儒教における天または理、マルクス主義における歴史である。そこでたとえば、仏性が超

越的であるから、菩薩の慈悲が善悪の慣習的な基準を超えて、万人におよぶということにもなる。神が絶対者であるから、万人はその前に平等であり、神に保証された正義は、特殊な歴史的文化を超えて妥当する。天が君主に超越するから、革命（の古典的な意味）が成りたち、理が普遍的であるから、理とされる規範は社会的状況に左右されない。歴史の法則が主観に超越するから、上部構造としての思想を進歩と反動の観点から説明することもできるのである。……

その〔日本的な〕世界観の特徴をさしあたり要約すれば、およそ次のようにいえるだろう。抽象的・理論的ではなく、具体的・実的な思考への傾向、包括的な体系にはなく、個別的なものの特殊性に注目する習慣。そこには超越的な原理がない。……いかなる原理も具体的で特殊な状況に超越しないから、超越的な原理との関連においてのみ定義されるところの普遍的な価値も成り立たない。……」（著作集第4巻、平凡社、pp. 28-31.）

日本的な思想（ないし文化）の最大の特徴がこのように超越的絶対的価値との緊張関係をもたない（ないしそれに無関心である）ということから、どういうことが生じるか。このように重大な問題を簡潔かつ手短かに論じるようなことは、もちろんできない。しかし、無理を承知で、この点を日本近現代史の歴史的展開にあてはめれば、次のように言うことはできるだろう。日本人は、目指すべき目標やゴールが明確な間はよく頑張るが、その目標やゴール自体をどのように構想し設定するかという局面に立ち至ると、たちまち動揺し、途方にくれてしまうのである。なぜか、超越的絶対的価値との緊張関係をもたない文化のなかでは、価値判断や理

念設定そのものが、本質的にまた論理必然的に、困難に陥る他ないからである。

他方で、名著『日本の200年：徳川時代から現代まで』（みすず書房、2006年）の著者A.ゴードンが言うように、「日本の歴史を比類なくユニークであるとか風変わりであると見なさないことは、……きわめて重要である」（xxiii）が、それでも超越的絶対的価値との緊張関係をもたない文化をもつ国が、近現代において高度工業文明国の一つとして存在していることの意味と不可思議をどう捉えるのか、という問題は残るだろう。

15. 日本の「高度経済成長」は、戦後の冷戦体制の成立、つまり米国による対ソ・対中封じ込め政策の推進という歴史的前提があって初めて可能となったものである。米国には、日本の戦後復興を援助し、日本を対ソ・対中包囲網の最前線にある国として保護・育成する明瞭な戦略的理由と目的があった。

確かに今日でも東アジアでは、冷戦が終結したと安易に結論づけることはできない状況がある。中台の対立、朝鮮半島の分断、日本やその他地域の国境線をめぐる紛争と諸問題などから、そのことは明らかである。

しかし、ベルリンの壁の崩壊やソ連邦の解体などに示される世界史的な意味での冷戦体制の崩壊後、米中関係は、対立一辺倒あるいは対立を主な側面とするものではなく、むしろ協調や互惠を主要な側面とするようになった。少なくとも、経済面での関係から見れば明白にそうである。簡単に言えば、アメリカにとっては、日本よりも中国の方が重要な並存相手国となったのである。そうした歴史的条件の変化をしっかりと認識したうえで、日本の新しい外交

政策や対外経済関係の策定がなされなければならない。

ただしその際重要なことは、従来の日米基軸から日中基軸への短絡的で単純な移行であってはならないことである。それはおそらく、日本の死活的な利益を毀損することにつながりかねない愚かで危険な選択である。しかしながら、現状を過度な日米基軸関係一辺倒（日米間の単線的関係）を是正するチャンスと捉えることは、可能でもあり、また望ましいことでもあるだろう。日本にとって、日米関係が今後も長く政治的経済的に基本的な戦略的重要性をもつことには、変わりがないだろう。もっとも、そのことと、現行日米安保条約に対する評価とは別問題である。敗戦後すでに65年以上を経ているにもかかわらず、なぜアメリカの軍事基地がかくも多く広くわが国に存在し続けているのか。日本における米軍基地の今後のあり方に関しては、漸進的縮小や有事駐留して完全撤去など多様なあり方とさまざまな副次的形態が考えられる。その真剣で誠実な模索と再検討が望まれる。

16. 現代の先進諸国における格差と貧困の問題に関わって、その社会を「三分の二社会」(Zwei-Drittel-Gesellschaft)と特徴づけることに、私はおおむね同意する。この言葉は、戦後の高度経済成長の成果を受けて豊かになった西ドイツで、遅くとも1980年代には一般ジャーナリズムで日常的に使用されるようになっていたものである。それは、現代の先進国社会がもはや一部の富裕層と大多数の貧しい民衆からなる両極分化した社会ではなく、上層三分の二（富裕層や高所得層だけでなく、職員や公務員を含む新旧中間層の多数、および労働者層中上層な

どからなる）の人びとが、不安定就労者や失業者あるいは移民などからなる下層三分の一の人びとの犠牲の上に、相対的に豊かな生活を享受している状況を指す言葉である。

三分の二か、五分の四か、十分の九か、いずれがより正確かを今議論しようとは思わない（いずれにせよ、相対的に豊かな者が多数派である）。わたしは、第二次大戦後の高度経済成長を経た先進諸国が、豊かな多数派と貧しい少数派からなる社会であることに疑問の余地はないと考える。ちなみに、ここでいう豊かな多数派、つまり「豊かな人びと」とは、衣食住の基本的な生活手段を安定的に確保している人びとという意味である。もう少し具体的に表現すれば、住宅とかなりの耐久消費財を所有し子供に無理なく大学教育を受けさせる所得と資力のある人びとから、借家住まいであるが人並みの耐久消費財を有し衣食住のミニマムを安定的に確保している人びとまでを含んでいる。それはまた、特権的富裕層ないし富豪とでもいうべき人びと、つまり十分な資産を保有し稼働労働の必要性から解放された人びと、のみを意味しない。

こうした社会をより具体的に規定すれば、それは「富裕・中間層」社会、つまり富裕層と中間層が連携して、民主主義的多数派を形成し、下層の犠牲の上に自らの利益を擁護している社会であるといえるだろう。そして、こうした規定は、OECD諸国における通常の貧困層の定義からも、いわば自動的に演繹される。なぜなら、貧困層は所得の中央値の半分以下の層と定義されているわけだから、非貧困層が必ず多数派を占めることは、定義から自動的に導き出される帰結でもある。もっとも、貧困層と低所得層とは必ずしも同義ではないから、低所得層の

分布をどう捉えるかは微妙かつ重要な問題である。もしも貧困層とは区別される低所得層が圧倒的な人数で存在する場合は、とくに注意が必要である。このことに留意しつつも、わたしは現代の先進国社会を「富裕・中間層」社会と特徴づけるのが妥当であると考えている。（この問題についてより詳しくは、松葉正文「貧困問題のアポリアと「富裕・中間層」社会」『書齋の窓』第609号、2011年11月、参照。）

さて、問題はその先にある。相対的に困窮している下層が社会の少数派であるから、それらの問題や人びとを放置しておいてよいとか、あるいはぞんざいに扱ってよいということには、もちろんならない。ドイツをはじめヨーロッパの主要諸国では、低所得階層に対して、社会保障制度の一環として失業保険・失業扶助・生活保護の三段階からなる手厚い政策的対応がなされている。（ドイツの失業扶助制度については、松葉正文「格差と貧困の諸問題・再論：失業扶助制度の実現を求めて」『立命館産業社会論集』第47巻第1号、2011年6月、参照）それにくらべるとわが国では、社会保険ではなく国家財政によって支えられた失業扶助制度が（まったく無いわけではないが）ごく小規模で事実上なきに等しい。多くのワーキングプア層は、社会的にほとんど放置されたままである。ヨーロッパと日本とのこうした相違は、なぜそしてどのようにして生じるのだろうか。その具体的な歴史的背景についていま論じる準備はない。しかし、そうした相違を生み出す政治的な力学とその方向（ベクトル）について指摘することはできる。

わが国の社会的上層や中層、つまり富裕層や中間層は、すでに自らが豊かであるにもかかわらず、自分たちがさらに豊かになることに関心

のほとんど全てを向けている。富裕層や中間層の豊かな生活は、彼らが有能で勤勉であるからというだけで齎されたものではない。おそらくは、下層や貧困層の労働が生み出す富の（通常は価格体系メカニズムを介する）社会的移転を通して齎されたに違いない。わたしは、社会の上層や中層に位置する人びとは自らの富や利益の増進にこれ以上関心をもってはならない、と主張しているのではない。そのみに圧倒的な関心に向けることの社会的な理不尽を指摘しているのである。比喩的にいえば、社会的上・中層の者も、その関心の何割かを下層にいる人びとの生活改善に役立つ社会保障制度の創設とその公正な運営に向けるべきである。そうすれば、困窮層の生活改善が進展するだけではない。それはまた、社会の安定と購買力の回復を経て、社会全体の経済成長にもつながるのである。

ドイツの失業扶助制度はすでに半世紀に及ぶ経験と実績をもっているが、2005年に大幅な制度改革がなされた。それによれば、種々の理由や条件から失業保険制度による給付（失業給付I）を受けられなくなっている就労能力のある失業者は、財政による最低生活保障として「失業給付II」（期限の限定なしに）受けることができる。給付額は、2011年に生計費月額で、成人364、その伴侶328、14歳以上18歳未満の子供287、同6-14歳251、6歳未満215各ユーロである（より正確に言えば、15-65歳の就労可能な者には失業給付II、就労不可能なその家族には社会手当〔生活扶助制度によるものではない〕が支給される。これらの失業給付IIと社会手当とをまとめて求職者基礎保障という）。これらの基礎的給付に加えて、平均的な住居・暖房費、一時的に必要とされる出費（通常はその

物品の初回給付、子供のクラス旅行など)なども給付される。それらは、余裕のある生活を可能にする給付額とはいえないにしても、基本的生活を何とか維持できる額である(ユーロを円に換算する場合、為替相場に基づくとあまりに変動が大きすぎ、比較と評価に混乱が生じやすい。私のドイツでの生活経験によればユーロの購買力平価は135円ほどと思われる)。

この失業給付IIと社会手当(求職者基礎保障)の受給者数は2008年で、前者が479.8万人、後者が181.2万人であり、給付額は合計で349億ユーロに達する。(より詳しくは、齋藤純子「最低生活水準とは何か:ドイツの場合」『レファレンス』2011年9月号;厚生労働省「2009~2010年海外情勢報告:欧米における失業時の生活保障制度及び就労促進に関わる助成制度等」参照。なお、ここに挙げた給付額の数値は、齋藤論文の119ページに依る。付言すれば、本稿脱稿後に私が参照しえた Frank Pilz, *Der Sozialstaat: Ausbau-Kontroversen-Umbau*, Bonn 2009, S. 20では、2007年分の求職者基礎保障の給付額は、連邦労働・社会省の数値として448億ユーロとなっている。)

ドイツと日本はいずれも経済大国であるが、失業者をはじめとするワーキングプアや困窮者に対する社会の対応には、大きな差がある。ドイツでは、社会の下層にあって困窮している者に対しても、社会と国家はその最低限の基礎的生活を保障するという姿勢と具体的な施策を堅持している。日本がドイツの求職者基礎保障制度から学ぶべきことは多い。

[市民社会論関連文献]

- アラート, A. 他「市民社会概念の生成・衰退・再構築と今後の研究のための指針」『立命館産業社会論集』第32巻第4号, 1997年3月。
- 井上達夫「他者に開かれた公共性」『公共哲学3・日本における公と私』東京大学出版会, 2002年。
- ウォルツァー, M. 「市民社会論」『思想』1996年9月。
- マイケル・ウォルツァー編『グローバルな市民社会に向かって』石田淳他訳, 日本経済評論社, 2001年。
- エーレンベルク, J. 『市民社会論: 歴史的批判的考察』吉田傑俊訳, 青木書店, 2001年。
- エドワーズ, マイケル『市民社会とは何か: 21世紀のより善い世界を求めて』堀内一史訳, 麗澤大学出版会, 2008年。
- カルドー, メアリー『グローバル市民社会論: 戦争へのひとつの回答』山本武彦他訳, 法政大学出版局, 2007年。
- ギデンス, アンソニー『第三の道: 効率と公正の新たな同盟』(佐和隆光訳) 日本経済新聞社, 1999年10月。[原書刊行, 1998年]
- 『第三の道とその批判』(今枝・干川訳) 晃洋書房, 2003年。[原書刊行, 2000年]
- コッカ, ユルゲン「市民社会の困難な成立: 近代ドイツの社会構造史」山井・松葉訳, 『思想』岩波書店, 1998年9月号。[原書刊行, 1997年]
- 「歴史的問題および約束としての市民社会」松葉・山井訳, 『思想』岩波書店, 2003年9月号。[原書刊行, 2000年]
- 『市民社会と独裁制: ドイツ近現代史の経験』松葉・山井訳, 岩波書店, 2011年。[原書刊行, 2010年]
- 後藤道夫「非『市民社会』から『日本型大衆社会』へ」渡辺治編『現代日本社会論』労働旬報社, 1996年。
- 齋藤純一『公共性』岩波書店, 2000年。
- 佐々木毅・金泰昌編(2001-2002)『公共哲学』全10巻, 東京大学出版会(その後, 第2期分を含め全15巻)。
- ジェソップ, B. 「国民国家の将来: 政治の脱国家化および市民社会の統治化に対する諸限界」『立命館産業社会論集』第32巻第4号, 1997年3月。

- 瀧川裕英「公開性としての公共性：情報公開と説明責任の理論的意義」『〈公私〉の再構成』（法哲学年報2000）有斐閣，2001年。
- ハーバーマス，J.『公共性の構造転換：市民社会の二カテゴリーについての探求』未来社，1994年。
- 『事実性と妥当性：法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』未来社，2003年〔原書刊行，1992年〕
- 花田達朗『公共圏という名の社会空間：公共圏，メディア，市民社会』木鐸社，1996年。
- 平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店，1969年。
- 平田清明他『現代市民社会と企業国家』御茶の水書房，1994年。
- 平田清明（八木紀一郎，大町慎浩編）『市民社会思想の古典と現代：ルソー，ケネー，マルクスと現代市民社会』有斐閣，1996年。
- 廣渡清吾『市民社会と法』放送大学教材，2008年。
- ブレア，トニー「第三の道：新しい世紀の新しい政治」『生活経済政策』第26号，1999年3月。〔原書刊行，1998年〕
- ベック，U.『危険社会：新しい近代への道』法政大学出版会，1998年。
- 松葉正文「市民社会と現代日本経済：市民社会と企業社会の間」『立命館産業社会論集』第34巻第1号，1998年6月。
- 「日本の戦後史・断想：『昭和天皇』『敗北を抱きしめて』『歴史としての戦後日本』を読了して」（上・下）『立命館産業社会論集』第39巻第2号及び第3号，2003年9月・12月。
- 「市民社会と経済的不平等：予備的考察」『現代国家と市民社会：21世紀の公共性を求めて』（山口定，中島茂樹，小関素明各氏との共編著）所収，ミネルヴァ書房，2005年。
- 『現代日本経済論：市民社会と企業社会の間』晃洋書房，2006年。
- 三島憲一「ドイツにおける公共性の三度の構造転換」『公共哲学4・欧米における公と私』東京大学出版会，2002年。
- 宮本憲一『公共政策のすすめ：現代的公共性とは何か』有斐閣，1998年。
- 八木紀一郎他編著『復権する市民社会論：新しいソシエタル・パラダイム』日本評論社，1998年。
- 山口定『市民社会論：歴史的遺産と新展開』有斐閣，2004年。
- 吉田傑俊『市民社会論：その理論と歴史』大月書店，2005年。
- リーデル，マンフレート（河上倫逸，常俊宗三郎編訳）『市民社会の概念史』以文社，1990年。
- ロールズ，ジョン『公正としての正義・再説』田中成明他訳，岩波書店，2004年。〔原書，（原論文1958），2001年。〕
- 『万民の法』中山竜一訳，岩波書店，2006年。〔原書，1999年〕
- 『正義論』川本隆史他訳，紀伊国屋書店，2010年。〔原書，1971，99年〕

Research Note

Civil Society and Contemporary Japanese Society : Relating the Concept of Civil Society to the Peculiarities of Modern Japanese History

MATSUBA Masafumi *

Abstract: This article discusses a number of fundamental issues that concern the concept of civil society and research into modern Japanese history. Although I have sometimes dealt with contemporary civil society in my previous work, I have not yet made a full investigation of the concept of civil society itself. In this current paper, I have attempted to set out comprehensively my views on the concept of civil society. Making use of this concept to reexamine modern Japanese history, what do we find? Of course, a full answer to this question needs to be based on extensive empirical research. Though that is my goal, it is still a long way off. I have written this paper by way of preparation for further research.

Keywords: civil society, modern Japanese history, modern Europe, modern emperor system, Asia-Pacific War, two-thirds society, wealthy-and-middle-income society

*Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University